

伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する 広域漁業調整委員会指示について

1. 資源管理の概要

伊勢湾・三河湾は、東北海域、瀬戸内海とともに日本におけるイカナゴの主要漁場の一つであり、愛知県、三重県の主に船びき網漁業で漁獲され、煮干加工用、養殖餌料用として利用されているが、これまで年間の漁獲量は極めて大きく変動してきた。

このため、漁獲物の安定供給及び漁家経営の安定化を目的に、これまでの自主的な資源管理措置も踏まえ、資源回復計画（平成18年度～平成23年度）にて、下記2の取組を行ってきた。

資源回復計画終了後も、これらの取組を継続することが重要である。

2. 資源管理の取組内容

(1) 終漁時残存資源尾数の確保

当歳魚の残存資源尾数が20億尾を下回らない時点を終漁日として設定。

(2) 保護区の設定

親魚保護のための保護区を設定。

(3) 保護育成期間の設定（保護休漁）

市場価値の低い漁獲サイズ期に一定の保護育成期間を設定。

3. 広域漁業調整委員会指示の概要

上記2（1）「終漁時残存資源尾数の確保」の取組に関し、両県の漁業者による協議にて終漁日を設定しているが、法的担保措置を継続することで、これまでの資源管理の取組を確実なものとする。このため、漁業法第六十八条に基づく広域漁業調整委員会指示を行う。

- ① 委員会会長は、必要に応じ、イカナゴの残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日を定める。
- ② 委員会会長は、①の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から11月30日までの間、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する旨、関係漁業者に通知する。
- ③ 関係漁業者は、上記②の通知により、イカナゴの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、当該操業を行わない。

4. 広域漁業調整委員会指示の変更点

これまで、指示の有効期間を年度（4月～翌3月）として指示を発出してきたが、主な操業時期が3～5月と年度をまたぐため、今回は有効期間を指示発出日～12月と暦年にする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第十号（案）

漁業法第（昭和二十四年法律第二百六十七号）六十八条第一項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるいかなご漁業について、次のとおり指示する。

平成二十四年三月十六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 松岡 英二

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「いかなご漁業」 愛知県漁業調整規則（昭和二十六年十一月一日規則第八十五号）第四条第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業並びに三重県漁業調整規則（昭和四十一年四月十五日規則第二十一号）第七条第二号に規定する漁業のうちいかなご船びき網漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業、親いかなご船びき網漁業及びばっち網漁業
- (2) 「いかなご残存資源尾数」 愛知県及び三重県の海面におけるいかなごの当歳魚の尾数

2 操業期間の制限

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）は、必要に応じて、いかなご残存資源尾数が二十億尾を下回ると認められる日を定める。
- (2) 委員会会長は、(1)の日を定めるときは、遅滞なく、当該日から十一月三十日までの間、いかなごの採捕を目的とした操業を禁止する旨、いかなご漁業を営む者に通知する。
- (3) いかなご漁業を営む者は、(2)の通知により、いかなごの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、いかなごの採捕を目的とした操業を行ってはならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年三月十六日から平成二十四年十二月三十一日までとする。